

一時的に使用する**選挙事務所**を 建築する場合でも、原則として 建築基準法に基づく **建築確認申請**が必要です

(注意事項)

- ・床面積の合計が10㎡未満であっても、新築の場合は建築確認申請が必要です。
- ・仮設建築物の許可を受けることにより、建築基準法令の一部の規定を緩和することができます。この場合、認められた期間に至るまでに除却する必要があります。
- ・建築する場所により建築基準法以外の手続きが必要となる場合があります。
- ・詳しくは下記窓口までお問合せください。